

令和 6 年度 第 9 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 6 年 1 2 月 2 0 日

場所 十和田市役所別館 1 階会議室

令和6年度第9回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室

2. 開 会 日 時 令和6年12月20日（金） 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和6年12月20日（金） 午後2時33分

4. 出席農業委員（17名）

1 番	脊 戸 潤 子	3 番	小笠原 松 寿
4 番	沢 目 勝 弘	5 番	米 田 拓 実
6 番	中 野 雄一郎	7 番	芋 田 一 弘
8 番	立 崎 和 寿	9 番	山 田 利 昭
10 番	稲 田 優 憲	11 番	奥 山 博
12 番	小 田 正 喜	13 番	外 山 康 仁
14 番	竹 浦 寿 広	16 番	杉 山 秀 明
17 番	力 石 堅太郎	18 番	山 崎 誠 一
19 番	箕 輪 展 忠		

5. 欠席農業委員（2名）

2 番	沢 井 清 治	15 番	野 崎 さち子
-----	---------	------	---------

6. 出席農地利用最適化推進委員（13名）

十和田湖地区	白 山 雄治郎	十和田湖地区	中屋敷 光 男
三本木地区	米内山 義 治	三本木地区	山 端 敏 行
四 和 地区	工 藤 優美子	四 和 地区	古 谷 朝 直
切 田 地区	若 沢 弘 幸	切 田 地区	田 中 稔
大深内地区	斗 沢 信 一	大深内地区	大 平 靖四郎
伝法寺地区	小笠原 一 成	藤 坂 地区	市 崎 貴 之
六日町地区	平 舘 龍 徳		

7. 会議に付した案件

報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第36号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第37号 農地の転用事実に関する照会について
議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第42号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第43号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第44号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第45号 地域計画における目標地図素案の作成について

8. 議事録署名委員

18番 山崎 誠一

1番 脊戸 潤子

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻田 修一郎	事務局 次長	中村 淳一
事務局農地係長	吉田 武範	事務局振興係長	苫米地 慶
事務局推進監	高橋 克彦	事務局主査	戸舘 奈津美

10. 書 記

事務局主査 戸舘 奈津美

議 長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は、2番 沢井 清治 委員、15番 野崎 さち子 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年12月6日に告示招集いたしました、令和6年度第9回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。18番 山崎 誠一 委員、1番 脊戸 潤子 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、戸舘 奈津美 主査を、参与には、事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

議 長（箕輪展忠）次に報告第35号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第35号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は2ページから4ページです。農地法及び農業経営基盤強化促進法によるものが合計14件、39筆、100,917平方メートルです。今後の意向については、41番は別人と売買、42番は未定、43番のうち野崎132-1は同一人と貸借し直し、他3筆については未定、44番は別人に売買予定、45番は未定、46番、47番は別人と貸借、48番、49番は未定、50番から52番は別人と機構で貸借、53番は娘に贈与、54番は別人と貸借となっています。43番、47番、53番、54番は、3条の議案として今回提出されています。今回、協力金の返還対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第35号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第36号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）5ページをお願いします。報告第36号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、6ページから8ページです。今回は合計9件、46筆、110,256.26平方メートルです。取得事由はすべて相続によるものです。今回、あっせんの希望はありません。また、取得した権利の種類については、全て所有権の取得となっています。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。なお、現況が宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思えます。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第36号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第37号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）9ページをお願いいたします。報告第37号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。今回の照会は合計4件、7筆、2,843.29平方メートルで、現地調査は令和6年12月6日に実施し、法務局への回答は12月9日に行っています。27番は、東二十一番町の東ふれあい会館から南に約300メートルの地点です。照会地は、昭和43年建築の住宅の敷地になっており、当該住宅が滅失後も引き続き南側の住宅の敷地として利用されています。20年以上宅地の状態であり、税務課土地課税台帳においても、現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。28番は、深持の塚ノ下配水場から南東に約450メートルの地点です。照会地は、平成30年建築の厩舎の敷地になっています。こちらは平成30年5月15日に厩舎建築のため5条転用許可を受けた場所であるため非農地と判断しております。29番は、西小学校から北西に約300メートルの地点です。照会地は平成3年建築の住宅の敷地になっており、

20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。30番は、洞内の小田集会所から北東に約200メートルの地点です。照会地は、昭和39年建築の住宅の敷地となっており、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第37号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、立崎班長、小笠原委員、山崎委員の3名です。12月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室2にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）次に議案第41号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）11ページをお願いします。議案第41号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、12ページから14ページが所有権の移転に関するもの、15ページと16ページが賃借権の設定に関するものになっております。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。8番 立崎 和寿 委員をお願いします。

報告委員（立崎和寿）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転11件、賃借権の設定7件の合計18件です。所有権の移転は、78番から81番までが売買によるものです。そのほか、82番が父から娘に、83番と85番が知人に、84番がいとこに、86番が親戚に、87番が父から息子に、88番が甥に、それぞれ贈与するものです。このうち新規取得は、82番と85番と88番です。賃借権による権利の設定は、労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）立崎委員、ご苦労様でした。次に、新規取得者に対する聴取調査の結果について報告をお願いします。切田地区 田中 稔 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（田中稔）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。13ページの申請番号82番の新規取得となる譲受人に対し、12月6日午後1時30分、市役所別館4階会議室2において、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）田中推進委員 ご苦労さまでした。次に、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（大平靖四郎）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。13ページの申請番号85番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、12月6日午後1時45分、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）大平推進委員、ご苦労様でした。次に、十和田湖地区 中屋敷光男 農地利用最適化推進委員 お願いします。

報告委員（中屋敷光男）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。14ページの申請番号88番の新規取得となる譲受人に対し、12月6日午後2時、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）中屋敷推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

農業委員（杉山秀明）16番の杉山です。新規取得の82番ですが、_____と同じ場所になるかと思います。ちょっと確認ですが、どういう作物をやって、この人たちは牛とか馬を飼っていて、べごのパドックにも利用するのか、馬の練習場にもするんだか、その辺詳細を教えてほしいと思います。

議長（箕輪展忠）事務局。

事務局長（櫻田修一郎）お答えします。こちらは_____の方が所有している土地で、お父さんから娘さんへ贈与するという土地になりますけど、こちらすべて牧草地にするということで確認はしております。今現在も草地になっていることを事務局のほうで確認してきております。以上です。

農業委員（杉山秀明）わかりました。

議長（箕輪展忠）他にご意見ございませんか。

農業委員（力石堅太郎）17番の力石です。85番の新規取得者ですが、私はこの苗字を初めて見ましたので、おそらく外国人の方かなという感じがしていますが、外国人の方が農地を取得する場合、規制か何かあるのかということをお聞きしたいです。

議長（箕輪展忠）事務局。

事務局長（櫻田修一郎）お答えします。特段、規制等ございません。通常の農地の手続きに則って進めることになります。外国人だからといって追加の手順が増えるということはありません。以上です。

農業委員（力石堅太郎）わかりました。

議長（箕輪展忠）他にご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時16分

（箕輪 展忠 会長が議案第42号において議事参与の制限に該当するため

退席。外山 康仁 会長職務代理者が議長席に着席)

再開 午後 2 時 1 6 分

議 長（外山康仁）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（外山康仁）次に議案第 4 2 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 1 7 ページをお願いします。議案第 4 2 号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、1 8 ページから 2 0 ページです。今回は合計 9 件、2 2 筆、4 7, 6 8 7 平方メートルです。以上です。

議 長（外山康仁）農用地利用調整会議の結果について報告願います。六日町地区 平舘 龍徳 農地利用最適化推進委員 お願いします。

報告委員（平舘龍徳） 2 6 番の調整内容を報告します。1 1 月 1 3 日午前 9 時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（外山康仁）平舘推進委員、ご苦労さまでした。次に、深持地区 古谷 朝直 農地利用最適化推進委員 お願いします。

報告委員（古谷朝直） 2 7 番の調整内容を報告します。1 1 月 1 3 日午前 1 0 時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（外山康仁）古谷推進委員、ご苦労さまでした。次に、伝法寺地区 小笠原 一成 農地利用最適化推進委員 お願いします。

報告委員（小笠原一成） 2 8 番、3 3 番の調整内容を報告します。2 8 番は 1 1 月 1 3 日午前 1 1 時、3 3 番は 1 1 月 2 7 日午前 9 時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するも

のです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（外山康仁）小笠原推進委員、ご苦労さまでした。次に、切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員 お願いします。

報告委員（若沢弘幸） 29番、30番の調整内容を報告します。29番は11月13日午後1時30分、30番は同日午後2時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（外山康仁）若沢推進委員、ご苦労さまでした。次に、大深内地区 斗沢 信一 農地利用最適化推進委員 お願いします。

報告委員（斗沢信一） 31番、32番の調整内容を報告します。31番は11月13日午後3時30分、32番は同日午後4時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（外山康仁）斗沢推進委員、ご苦労さまでした。次に、十和田湖地区 中屋敷光男 農地利用最適化推進委員 お願いします。

報告委員（中屋敷光男） 34番の調整内容を報告します。11月27日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（外山康仁）中屋敷推進委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（外山康仁）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（外山康仁）ご異議なしと認めます。よって、議案第４２号は要請することに決定いたしました。

議長（外山康仁）ここで暫時休憩します。

休憩 午後２時２２分

（議長交代のため、外山 康仁 会長職務代理者 自席へ、箕輪 展忠 会長 議長席に着席）

再開 午後２時２３分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第４３号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）２１ページをお願いします。議案第４３号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。今回は賃借権の設定のみで、内容は２２ページ、２３ページです。合計３件、９筆、２７，９９４平方メートルです。４８番が権利の再設定で、他２件は新規の権利設定。期間はすべて５年です。今回、協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第４３号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第４４号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）２４ページをお願いします。議案第４４号、農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、２５ページです。今回は合計２件、２筆、１，３５４平方メートルです。２４番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場及び重車両置場を整備するものです。場所は、後沢商店から南に約２００メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため第３種農地に該当します。２５番の転用事由は、農地を売買で取得し、自己住宅を建築するものです。場所は、十和田中学校から北東に約８００メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため第３種農地に該当します。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査、及び聴取調査の結果について、報告願います。３番 小笠原 松寿 委員 お願いいたします。

報告委員（小笠原松寿）農地法第５条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計２件です。１２月６日午前９時に調査員３名で現地調査を行い、午後２時１５分に市役所別館４階会議室２で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）小笠原委員、ご苦労さまでした。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第４４号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第４５号を上程いたします。事務局から提案理由の説明

をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 26 ページをお願いします。議案第45号、地域計画における目標地図素案の作成について。農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定に基づき、別紙のとおり目標地図素案を作成することの承認を求める件です。27ページから36ページまで、市内10地区の目標地図の素案を縮小したのとなっています。これに関しましては、令和6年3月の全員協議会において、令和5年度に行った意向調査の結果を落とし込んだ、当時の現況地図を目標地図素案の第1段階の案としてお示ししておりましたが、今年度11月18日から11月22日まで市内10地区で集落座談会を開催し、そこで得られた意向調査の結果を反映させたものとなっています。この目標地図素案については、各農業委員会の総会で審議、議決されるものと県から指導を受けておりますので、今回議案として提出したものです。都市計画法にかかる農地及び農振法にかかる農用地以外の農地は目標地図の対象地域より除外しています。また、今後の利用意向について、未定のものについては白色としています。これで完成ということではなく、あくまでも素案ということであり、今後は素案を公表したのち、市農林畜産課側で地域計画の策定にかかる作業を年一回以上行うこととなります。この地図は、市が所有する地図データを利用して作成していることから、ホームページでの公表を行うことはできませんので、農地利用最適化にかかる農地情報等の確認を行う場合は、農業委員会事務局で閲覧していただきたいと思います。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

農業委員（杉山秀明） 16番の杉山です。この素案はですね、この間集落座談会を行いました。やった結果に基づいて描写されているんですが、あの時点での今日現在の集積率というのは10地区出ていますか。あと、これは最後ではないという今の話しでしたが、令和7年3月末までのうちに完成させなさいということになっていますので、じゃあ今の時点でこうですが、3月末までのうちにまた1回くらい座談会をやるんですか。その過程を含めて説明をお願いします。

議長（箕輪展忠）事務局。

振興係長（苫米地慶）お答えします。集積率につきましては、農林畜産課のほうで年に1回だけ集計して発表しております。それが毎年度末で集計を取っておりますので、今の時点では地区ごとの集積率はわかりませんが、令和5年度末の集積率は、確か5月の全員協議会で各地区毎にお配りしていただきましたので、そちらをご覧くださいと思います。続きまして、座談会につきましては、今年度は開催の予定はありませんので、今年度の目標地図素案はこれになりまして、そのあと地域計画の作成を農林畜産課のほうで行ってまいります。来年度以降は、年1回座

談会を開いて地図を更新するということを、イメージとしては10年間つねに毎年更新していくということになっております。以上です。

議長（箕輪展忠）よろしいですか。

農業委員（杉山秀明）はい。

議長（箕輪展忠）他にご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、令和6年度第9回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時33分 —————